

不動産分野における外国投資の規制を強化(中国)

不動産分野における外国投資に関して通達 171 (Circular 171-Administration Opinion) が発行された。これにより中国で投資資産を所有しようとする外国投資家は、外国投資企業 (Foreign Investment Enterprises - FIEs) を設立することが義務づけられる。通達 171 は下記の項目を含んでいる。

- ・ 「不動産投資 FIE」の総投資額が、1000 万米ドルを超える場合は、総投資額の 50%以上の登録資本金 (registered capital) を有することが要件となる。これは、通常の FIEs の登録資本金の要件 (総投資額 1000 万米ドルから 3000 万米ドルの場合は、総投資額の 40%、3000 万米ドル超の場合は同 33%) に比較し厳しくなっている。
登録資本金の要件を満たす場合は、当局から 1 年有効の許可証と事業ライセンスが発行される。
- ・ 外国投資家が、既存の「不動産 FIE」を資本譲渡ないしは他の方法で取得する場合は、関連する対価を一括払いするものとする。
- ・ 外国企業の支店、駐在員事務所、および労働あるいは勉強で中国に 1 年を超えて滞在する個人は、自己利用目的に限り不動産を取得することが可能となる。中国に何らかの施設を有しない企業、中国での滞在が 1 年未満の個人は、不動産を取得することは認められない。ただし、香港、マカオ、台湾の居住者あるいは海外在住の中国人の場合は、居住目的に限り特定地区の不動産を取得することができる。
- ・ 資産管理当局は、上記の要件を満たさない法人や個人に対しては登記手続を一切行わない。
- ・ 不動産の売却益を国外に送金する際は、送金前に法令準拠に対するレビューや納税関連の確認が完了していなければならない。また、将来的にこの点に関しては、外国為替手続規制がより強化されると見込まれている。

上記に加え、今後「不動産 FIEs」に対して一切の税務上の優遇措置を地方政府が与えないことを明確にしている。

Source: PwC China Tax/Business News Flash

リミテッドパートナーシップ法案のコメントを公募(シンガポール)

財務省は、8 月、リミテッドパートナーシップ法案 (the draft Limited Partnerships Bill 2006) に対するコメントを募集すべく同法案を公開している。

同法案の概要は以下の通り。

- 1) リミテッドパートナーシップ (Limited Partnership-LPs) は、無限責任を持つ少なくとも一名のジェネラルパートナーおよび有限責任のリミテッドパートナーから構成する。LP は、実質的に、general partnership であるが、受動的投資家 (passive investors) は、有限責任パートナーとなり、経営に関与することは認められない。
- 2) LP は、米国や英国をはじめ他国でも一般的な事業体のストラクチャーであるが、英国での最近における LP を巡る議論が多く参考とされている。シンガポールでは殆どの事業や専門家集団に利用できる仕組みとなるが、プライベートエクイティ・ファンドや投資分野で最も活用されるものと見込まれる。

シンガポールでは、2002 年に会社法制・規制枠組委員会 (CLRFC) が、内外の投資家が事業のストラクチャーにより柔軟性をもたせることが出来るよう、Limited Liability Partnerships (LLPs) 法および Limited Partnerships (LPs) 法の導入を勧告した。これに基づき LLP 法は、2005 年 4 月 11 日より施行されている。LP 法案は、プライスウォーターハウスクーパースならびに当局担当者等から構成される LPs の検討会が作成した最終報告を

政府が承認し、同報告書で提案されている勧告にそった形で作成された。同委員会の勧告は、LP 法人格性、登記内容、出資、パートナーの責任性等についてなされており、その詳細は、財務省サイト

(<http://app.mof.gov.sg/index.asp>)で確認できる。

Source: シンガポール財務省

新付加税の導入を含む税制改正を発表(ハンガリー)

ハンガリー政府は、中長期において予算の均衡をとりもどす目的で、2006年-2008年度における一連の税制改正案(通称“New Equilibrium” Package)を発表した。下記の項目が含まれているが、一部の措置は2006年9月から施行される予定である。

- ・ 法人税:新たに連帯付加税(solidarity tax)を導入する。課税ベースは、税引前利益とし、税務上の引当を行う前の額に対し4%の税率で課税する(2006年9月1日施行)。
- ・ 付加価値税(VAT)税率:中間税率15%を20%に引き上げる。
- ・ 社会保障税:健康保険料を4%から6%へ引き上げ、従業員の負担分を1%から1.5%に引き上げる(2006年9月1日施行)。2007年1月以降は、健康保険料を7%に引き上げる。
- ・ 個人所得税:軽減措置を縮小する措置の提案
 - 4%の“solidarity tax”を導入し、年収が600万フォリント(1フォリント=0.52円、2006年6月末)を超える部分について課税する(2007年1月施行)。
 - 18%の税率を課税する最低課税対象所得レベルの上限を170万フォリントに引き上げる(2007年1月施行)。
 - 利子およびキャピタルゲインに対して、原則20%の税率により課税する(2006年9月1日施行)。
 - 課税対象の現物支給等に対する税率を44%から54%に引き上げる(2006年9月1日施行)。

なお、上記は法案審議の過程で変更される可能性がある。

Source: PwC Hungary Tax News Network

移転価格文書化を巡る新たな規範(EU)

欧州連合(European Union EU)の閣僚理事会が、6月、移転価格文書化に関する行動規範(Code of Conduct on transfer pricing documentation)を採択した。規範は、政治的なコミットメントであり、各加盟国の権限や義務に影響を与えるものではないが、EU加盟国は規範の原則を国内法および移転価格実務に反映させることが求められ、文書の一部がEUレベルで一元化される可能性がでてきた。

EUでは、2002年よりEU加盟各国税務当局の代表者および実業界の専門家から構成される“EU Joint Transfer Pricing Forum(EU JTPF)”を設置し、主としてEU域内における関連企業に対する移転価格の文書化について検討してきた。加盟国毎に異なる文書化規程が存在していることが納税者の負担となっているということが確認され、昨年、EU移転価格文書化(EU TPD)アプローチをEU行動規範案として提言するにいたった。EU TPDは、主として下記のとおりEUレベルおよび加盟国レベルの2種類の文書から構成される。

- 1) 全EU加盟国において共通の標準化された情報を含む文書(“マスターファイル”):
事業や事業戦略の概要、当該グループの組織形態、関連企業の概要、関連企業間取引の物流・商流・取引額等の概要、機能・リスクの概要およびそれらの変化、特許・ブランド名・ノウハウ等の無形資産の所有関係、当該グループ間の移転価格政策および独立企業間価格であることの体系的説明、事前確認(APA)や費用分担契約(Cost Contribution Agreement)などの情報を含む
- 2) 関連取引を行っている各加盟国の、加盟国独自の標準化された文書(“加盟国独自文書”):
事業や事業戦略の詳細、取引の流れ等、比較分析(資産やサービスの性質、機能分析、契約条件、経済

環境、特定の事業戦略)、採用している移転価格算定方法の選択と適用を巡る説明、入手可能な比較対象取引関連情報、などを含む。

上記規範により、納税者の事務負担が大幅に軽減されるだけでなく、二重課税のリスクならびに移転価格文書化要件に関するペナルティのリスクを減少させることが見込まれる。また、EUの移転価格文書化は、OECD 移転価格ガイドラインの枠組みで検討されるべきものとされている。

なお、納税者は、EU TPD を利用するか否かを選択できる。現時点では、どの程度の範囲で一元化が行われ、またどれ程効果的かについて、グループ会社全体の文書化の戦略に照らし合わせてグループごとにケースバイケースで評価していく必要があると思われる。

Source: PwC Tax News Network, EU より抜粋

減税措置の恒久化に関する分析レポートを公表(米国)

米財務省は、7月25日、2001年および2003年に施行された減税措置(2010年までの暫定的措置)を恒久的なものとする大統領提案に関する詳細な分析を含むレポート(A Dynamic Analysis of Permanent Extension of the President's Tax Relief)を発表した。

分析対象の措置は下記の通り。

- 通常所得(ordinary income)に対する軽減税率
- 配当およびキャピタルゲインに対する軽減税率
- 個人所得税において10%の税率を適用する課税所得階層
- 子女にかかる税額控除の倍増
- Marriage tax penalties の減額

報告書によると、資本投資、GDP および雇用の増加などの経済インデックスが示すとおり、大統領の減税措置は、米国経済強化に重要な役割を果たし、米国はリセッションから脱却し、長期的には労働や貯蓄にかかる税引後利益を増加させた。分析対象の暫定措置を恒久的な措置とする場合、長期間にわたり資本ストックを増加させ、また短期的にも長期的にも国民所得を増加させる。減税措置にかかわる歳入コストが、将来的な政府の歳出と相殺されるのであれば、約0.7%の国民所得の増加が見込まれ、長期的な経済成長を促進するとしている。

ダイナミック分析は、租税政策について経済全般への影響や主要なマクロ経済の変動値を含む分析を行う点で、伝統的な税務政策分析と異なっている。大統領の2007年度予算案では、米国財務省租税分析室(Office of Tax Analysis)内にダイナミック分析部門(division of dynamic analysis)の設置を提案している。

Source: US Department of Treasury 他

本ニュースは、各国の税制改正の動向をお知らせする目的で、各国のプライスウォーターハウスクーパースが作成する速報ニュースや各国省庁等のホームページ掲載の情報等を抜粋してお伝えしています。制改正案の段階の情報が多いため、最終的な法制度につきましては、専門家にご確認ください。よろしくお願いいたします。